

第2章 給料

○印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例

平成14年3月4日
条例第4号

| | | | | |
|----|-------------|-------|-------------|-------|
| 改正 | 平成15年2月14日 | 条例第2号 | 平成22年12月1日 | 条例第5号 |
| | 平成15年12月1日 | 条例第5号 | 平成23年3月15日 | 条例第1号 |
| | 平成17年3月28日 | 条例第2号 | 平成23年11月28日 | 条例第3号 |
| | 平成17年11月18日 | 条例第6号 | 平成25年3月26日 | 条例第4号 |
| | 平成17年12月1日 | 条例第8号 | 平成26年2月6日 | 条例第4号 |
| | 平成18年3月31日 | 条例第2号 | 平成26年3月26日 | 条例第4号 |
| | 平成19年2月28日 | 条例第3号 | 平成27年2月10日 | 条例第1号 |
| | 平成19年3月29日 | 条例第7号 | 平成27年3月27日 | 条例第3号 |
| | 平成20年2月25日 | 条例第1号 | 平成27年7月13日 | 条例第6号 |
| | 平成20年12月1日 | 条例第4号 | 平成28年3月28日 | 条例第3号 |
| | 平成21年3月30日 | 条例第2号 | 平成28年3月28日 | 条例第4号 |
| | 平成21年5月22日 | 条例第4号 | 平成29年2月9日 | 条例第1号 |
| | 平成21年11月25日 | 条例第6号 | 平成29年11月13日 | 条例第4号 |
| | 平成22年3月17日 | 条例第1号 | 平成30年2月9日 | 条例第3号 |

(目的及び効力)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定により、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給料)

第2条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第8条に規定する正規の勤務時間（以下正規の「勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職特別勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

(給料表)

第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 行政職給料表（別表第1）

(2) 業務職給料表（別表第2）

2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第9条の規定する職員以外のすべての職員に適用する。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別

表第3に定めるところによる。

- 4 管理者は、すべての職員の職務を前項に規定する級のいずれかに格付けし、第1項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。
- 第4条 管理者は、前条第3項の規定による分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級を定めることができる。
- 2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの範囲内で、かつ、前条第3項の規定により管理者が決定する。
 - 3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号級は、別に定める初任給の基準に従い、管理者が決定する。
 - 4 職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合における号級は、管理者が別に定めるところにより決定する。
 - 5 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
 - 6 前項の規定により職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。
 - 7 55歳に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。
 - 8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
 - 9 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
 - 10 第5項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

（再任用職員等の給料月額）

- 第5条 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
- 2 印旛郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例第3条又は第4条の規定により採用された職員（以下「任期付職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の任期付職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
 - 3 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項又は第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 第6条 前2条に規定するものを除くほか、職員の初任給、昇給及び昇格については

管理者が別にこれを定める。

(給料の支給方法)

第7条 給料は、月の1日から末日までの期間につき、その全額を支給する。

2 給料の支給日は、管理者が規則で定める。

第8条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇級、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、給料期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給料期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

(臨時的に任用される職員等の給与)

第9条 臨時的に任用される職員及び非常勤職員(短時間勤務職員を除く。)の給与については、この条例に規定する給与の額との均衡を考慮し、予算の範囲内で管理者が定める。

(地域手当)

第10条 職員に地域手当を支給する。

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の9.2を乗じて得た額とする。

3 前2項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの(以下「行7級職員」という。)にあつては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。)については1人につき1万円とする。

4 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に

達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届け出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族である配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行7級職員が行7級職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族である配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行7級職員以外のものが行7級職員となった場合

(5) 職員の扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（住居手当）

第13条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000

円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める職員を除く。）に支給する。

- 2 住宅手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
 - (1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
 - (2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円）を11,000円に加算した額
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。
（通勤手当）

第14条 通勤手当は次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、第1号及び第3号に掲げる職員にあっては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）、第2号に掲げる職員にあっては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 管理者の規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）
 - ア 自転車（規則で定めるものを含む。以下この号において同じ。）を使用する職員（ウに掲げる職員を除く。）自転車の使用距離が、片道5キロメートル未満である職員にあっては2,000円、片道5キロメートル以上10キロメートル

未満である職員にあっては 3,800 円、その他の職員にあっては 5,000 円

イ 普通自動車（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 3 条に規定する自動車のうち、自動二輪車以外の自動車をいう。以下同じ。）又は原動機付自転車等（自転車等のうち、自転車及び普通自動車等以外のものをいう。以下同じ。）を使用する職員（ウに掲げる職員を除く。）別表第 4 に掲げる額

ウ 自転車、普通自動車等及び原動機付自転車等を併せて使用する職員又はこれらのうちいずれか 2 つを併せて使用する職員それぞれの片道の使用距離に応じてア及びイに掲げる額を合計した額。ただし、その合計した額がその職員の自転車等の片道の使用距離に応じた普通自動車使用者（普通自動車等を併せて使用しない場合にあっては、原動機付自転車等使用者）に係る額を超える場合にあっては、当該額

(3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して管理者が規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げるにその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額の合計額、第 1 号に掲げる額又は前号に掲げる額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額

3 前 2 項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

第 15 条 削除

（給与の減額）

第 16 条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第 9 条の 2 第 1 項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第 10 条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第 11 条第 1 項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は、勤務時間条例第 10 条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第 11 条第 1 項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、勤務時間条例第 12 条に規定する休暇である場合その他その勤務しないことにつき管理者の承認があった場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、第 22 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（時間外勤務手当）

第 17 条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 22 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務

した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間数を超過した勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超過した次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100とする。」
- 3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」）を超過して勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超過して勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 正規の勤務時間を超過して勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超過した勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超過して勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超過した勤務の時間（前項の規則で定める時間を除く。）とを合計した時間が1箇月について60時間を超過した職員には、その60時間を超過して勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項の規定による勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、前項の規定による勤務にあつては100分の50（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の75）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 勤務時間条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超過して勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項の規定による勤務にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から同項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、第3項の規定による勤務にあつては100分の50（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の75）から同項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要し

ない。

- 6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「同項に規定する規則で定める割合（）」とあるのは、「100分の100（）」とする。

（休日勤務手当）

第18条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、職員が正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた場合には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定により毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員が勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条及び第5条の規定による週休日に当たるときに管理者が定める日において勤務した場合その他前段の規定により休日勤務手当が支給される場合との均衡を考慮して管理者が定める場合についても、同様とする。

（夜間勤務手当）

第19条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

第20条 前3条に規定する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給については、管理者が規則で定める。

（端数計算）

第21条 第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第17条から第19条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第22条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

（管理職手当）

第23条 管理又は監督の地位にある職員には、その職務の特殊性に基づき、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25の範囲内で管理職手当を支給する。

- 2 前項の管理職手当の支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、管理者が規則で定める。

（特定の職員についての適用除外）

第24条 第17条から第19条までの規定は、前条に規定する職員には適用しない。

- 2 第11条から第13条までの規定は、再任用職員及び印旛郡市広域市町村圏事務組

合任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用された職員には適用しない。

(管理職員特別勤務手当)

第25条 第23条に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(以下「週休日等」という。)に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第23条に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

(宿日直手当)

第25条の2 宿日直手当は、次のとおりとする。

宿直 1回につき 4,200円

日直 1回につき 4,200円

ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき2,100円。管理者の定める日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その勤務1回について6,300円とする。

(期末手当)

第26条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第28条まで及び附則第5項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に管理者が定める日(次条及び第28条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第30条第6項の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

- (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80
- (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60
- (4) 3 箇月未満 100 分の 30

- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中、「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 65」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 80」とする。
- 4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第 5 項第 3 号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 5 行政職給料表及び業務職給料表の適用を受ける職員でその属する職務の級が 3 級以上であるものその他の職務の複雑、困難及び責任の度合いを考慮してこれに相当する職員として規則で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則で定める職員の区分に応じて 100 分の 20 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を第 2 項の期末手当基礎額とする。

6 第 2 項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

第 27 条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第 29 条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第 28 条第 4 項の規定により失職した職員（同法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。）
- (3) 基準日前 1 箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられたもの。
- (4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたもの。

第 28 条 管理者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 3 項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係

る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けたものは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 18 条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、管理者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 管理者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して 1 年を経過した場合

4 前項の規定は、管理者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 管理者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各号に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

（勤勉手当）

第 29 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条及び附則第 5 項第 4 号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるそのものの勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に管理者が定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第5項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の90を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、100分の42.5を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第26条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第29条第3項」と、「第2項の期末手当基礎額」とあるのは、「同条第2項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第27条中「前条第1項」とあるのは「第29条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第29条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する管理者が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（休職者の給与）

- 第30条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。
- 2 職員が結核性疾患にかかり地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
 - 3 職員が前2項以外の心身の故障により地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
 - 4 職員が地方公務員法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
 - 5 地方公務員法第28条第2項の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前4項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
 - 6 第2項及び第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第26条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号

に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡したときは、第 26 条第 1 項の規定により管理者が定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第 27 条及び第 28 条の規定を準用する。この場合において、第 27 条中「前条第 1 項」とあるのは、「第 30 条第 6 項」と読み替えるものとする。

(専従休職者の給与)

第 31 条 地方公務員法第 55 条の 2 第 1 項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(給与の口座振込)

第 32 条 給与は、職員から申出がある時は、その者の預金口座への振込みの方法により支給することができる。

(給与からの控除)

第 33 条 給与の支給に際しては、その給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。

(1) 千葉県市町村職員共済組合が行う貯金事業に係る積立金及び貸付事業に係る償還金

(2) 千葉県市町村職員互助会の掛金

(3) 印旛郡市広域市町村圏事務組合職員共済会の掛金、同会が行う福利厚生事業に係る負担金並びに同会が取り扱う生命保険及び損害保険に係る保険料並びに積立年金に係る積立金

(4) 前各号に掲げるもののほか、職員が給与からの控除を申し出たものであって、管理者が定めるもの

(この条例の施行に関し必要な事項)

第 34 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の廃止)

2 印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例(昭和 47 年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 11 号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行日前の給与の取扱いについては、旧条例第 2 条において準用する一般職職員の給与に関する条例(昭和 32 年佐倉市条例第 32 号)の相当規定によるものとする。

(期末手当及び勤勉手当の特例)

4 平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第 26 条第 2 項及び第 3 項並びに第 29 条第 2 項の規定の適用については、第 26 条第 2 項中「100 分の 140」とあるのは「100 分の 125」と、同条第 3 項中「100 分の 140」とあるのは「100 分の 75」とあるのは「100 分の 125」とあるのは「100 分の 70」と、第 29 条第

2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。

5 平成30年3月31日までの間、職員（再任用職員を除く。以下同じ。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、次項及び第7項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該職員の給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び次項において「給料月額減額基礎額」という。））

(2) 地域手当 当該職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

(3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第26条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第29条第4項において準用する第26条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第7項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該職員に支給される勤勉手当に係る第29条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第4項において準用する第26条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加

算した額。附則第7項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該職員に支給される勤勉手当に係る第29条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)
(5) 第30条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第30条第1項 前各号に定める額

イ 第30条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第30条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第30条第6項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

6 前項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第16条から第19条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第22条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

7 附則第5項の規定が適用される間、第29条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.425を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の95を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

8 削除

附 則 (平成15年2月14日条例第2号)

(施行期日等)

1 この条例は、平成15年3月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第9項及び第10項の規定は平成15年4月1日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の切替等)

2 平成15年3月1日(以下「施行日」という。)の前日において、職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(改正後の条例附則別表の給料表に級号給の定めのない職員)

3 施行日の前日において、第1条の規定による改正前の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)附則第4項の規定の適用を受ける職員のうち、第1条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)附則別表の給料表にその者の同日における職務の級及び号給(以下この項において「級号給」という。)に対応する級号給の定めのない職員については、施行日以後同項の規定は、適用しない。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(期末手当の額の特例)

- 6 平成15年3月の期末手当を支給されることとなる職員の同月の期末手当の額は、改正後の条例第26条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、同項の規定により同月にその者に支給されることとなる期末手当の額(以下「期末手当額」という。)から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を期末手当額に加えた額)とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が期末手当額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成15年3月1日(期末手当について改正後の条例第26条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号に置いて「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で平成14年4月1日から施行日の前日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(次号において「給料等」という。)の額の合計額

(2) 継続在職期間について改正後の条例の規定による給料月額(継続期間において附則第2項に規定する給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について管理者の定める給料月額)及び扶養手当の額により計算した場合の給料等の額の合計額

(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

- 7 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の給与条例第26条第2項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

(委任)

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるところによる。

(印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正等)

- 9 印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例(平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条の3第1項中「3ヶ月以内(基準日が12月1日であるときは、6ヶ月以内)」を「6ヶ月以内」に改める。

- 10 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する前項の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例第5条の3第1項の適用については、同項中「6ヶ月以内」とあるのは、「3ヶ月以内」とする。

附 則(平成15年12月1日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の変更等)

- 2 平成15年12月1日(以下「切替日」という。)の前日において、職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受け取る期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(改正後の条例附則別表の給料表に級号給の定めのない職員)

- 3 切替日の前日において、第1条の規定による改正前の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)附則第4項の規定の適用を受ける職員のうち、第1条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)附則別表の給料表にその者の同日における職務の級及び号給(以下この項において「級号給」という。)に対応する級号給の定めのない職員については、切替日以後同項の規定は、適用しない。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(期末手当の額の特例)

- 6 平成15年12月に支給する期末手当(以下この項において「期末手当」という。)

の額は、改正後の条例第 26 条第 2 項（同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第 4 項から第 6 項まで又は第 30 条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 6 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成 15 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当及び通勤手当の月額合計額に 100 分の 1.07 を乗じて得た額に、同年 4 月から切替日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成 15 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 1.07 を乗じて得た額

（委任）

7 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるところによる。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日条例第 2 号）

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 11 月 18 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 1 日条例第 8 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

2 平成 17 年 12 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（改正後の条例附則別表の給料表に級号給の定めのない職員）

3 切替日の前日において、改正前の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）附則第 4 項の規定の適用を受ける職員のうち、改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則別表の給料表にその者の同日における職務の級及び号給（以下この項において「級号給」という。）に対応する級号給の定めのない職員については、切替日以後これらの規定は、適用しない。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合

との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(期末手当の額の特例)

- 6 平成17年12月に支給する期末手当(以下この項において「期末手当」という。)の額は、改正後の条例第26条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで又は第30条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日)において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当及び住居手当の月額の合計額に100分の0.35を乗じて得た額に、同年4月から切替日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から切替日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.35を乗じて得た額

(委任)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるところによる。

附 則 (平成18年3月31日条例第2号)

改正 平成21年11月25日条例第6号

改正 平成22年12月1日条例第5号

改正 平成23年11月28日条例第3号

改正 平成25年3月26日条例第4号

(施行期日)

- 1 この条例は平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であつた職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

- 3 切替日の前日において印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する

る条例（以下「給与条例」という。）別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え）

4 切替日の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給は、管理者が規則で定める。

（切替日前の異動者の号給の調整）

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

6 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この条例による改正前の給与条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（規則への委任）

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

附則別表第1 職務の級の切替表

| 給料表 | 旧級 | 新級 |
|--------|----|----|
| 行政職給料表 | 1級 | 1級 |
| | 2級 | |
| | 3級 | 2級 |
| | 4級 | |
| | 5級 | 3級 |
| | 6級 | 4級 |
| | 7級 | 5級 |
| | 8級 | 6級 |
| | 9級 | 7級 |
| 業務職給料表 | 1級 | 1級 |
| | 2級 | 2級 |
| | 3級 | 3級 |
| | 4級 | 4級 |
| | 5級 | 5級 |

附則別表第 2

行政職給料表の適用を受ける職員の新号級

| 旧号給 | 経過期間 | 旧級 | | | | | | | | |
|-----|-----------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 | 9級 |
| 1 | 3月未満 | | | 21 | 25 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | | | 22 | 26 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | | | 23 | 27 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | | | 24 | 28 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 12月以上 | | | 25 | 29 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 2 | 3月未満 | 5 | 25 | 25 | 29 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 6 | 26 | 26 | 30 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | 7 | 27 | 27 | 31 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | 8 | 28 | 28 | 32 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 12月以上 | 9 | 29 | 29 | 33 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 3 | 3月未満 | 9 | 29 | 29 | 33 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 10 | 30 | 30 | 34 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | 11 | 31 | 31 | 35 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | 12 | 32 | 32 | 36 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 12月以上 | 13 | 33 | 33 | 37 | 5 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 4 | 3月未満 | 13 | 33 | 33 | 37 | 5 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 14 | 34 | 34 | 38 | 6 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | 15 | 35 | 35 | 39 | 7 | 3 | 1 | 1 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | 16 | 36 | 36 | 40 | 8 | 4 | 1 | 1 | 1 |
| | 12月以上 | 17 | 37 | 37 | 41 | 9 | 5 | 1 | 1 | 1 |
| 5 | 3月未満 | 17 | 37 | 37 | 41 | 9 | 5 | 1 | 1 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 18 | 38 | 38 | 42 | 10 | 6 | 2 | 1 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | 19 | 39 | 39 | 43 | 11 | 7 | 3 | 1 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | 20 | 40 | 40 | 44 | 12 | 8 | 4 | 1 | 1 |
| | 12月以上 | 21 | 41 | 41 | 45 | 13 | 9 | 5 | 1 | 1 |
| 6 | 3月未満 | 21 | 41 | 41 | 45 | 13 | 9 | 5 | 1 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 22 | 42 | 42 | 46 | 14 | 10 | 6 | 2 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | 23 | 43 | 43 | 47 | 15 | 11 | 7 | 3 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | 24 | 44 | 44 | 48 | 16 | 12 | 8 | 4 | 1 |
| | 12月以上 | 25 | 45 | 45 | 49 | 17 | 13 | 9 | 5 | 1 |
| 7 | 3月未満 | 25 | 45 | 45 | 49 | 17 | 13 | 9 | 5 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 26 | 46 | 46 | 50 | 18 | 14 | 10 | 6 | 2 |

| | | | | | | | | | | |
|----|---------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | 6 月以上 9 月未滿 | 27 | 47 | 47 | 51 | 19 | 15 | 11 | 7 | 3 |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | 28 | 48 | 48 | 52 | 20 | 16 | 12 | 8 | 4 |
| | 1 2 月以上 | 29 | 49 | 49 | 53 | 21 | 17 | 13 | 9 | 5 |
| 8 | 3 月未滿 | 29 | 49 | 49 | 53 | 21 | 17 | 13 | 9 | 5 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 30 | 50 | 50 | 54 | 22 | 18 | 14 | 10 | 6 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 31 | 51 | 51 | 55 | 23 | 19 | 15 | 11 | 7 |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | 32 | 52 | 52 | 56 | 24 | 20 | 16 | 12 | 8 |
| | 1 2 月以上 | 33 | 53 | 53 | 57 | 25 | 21 | 17 | 13 | 9 |
| 9 | 3 月未滿 | 33 | 53 | 53 | 57 | 25 | 21 | 17 | 13 | 9 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 34 | 54 | 54 | 58 | 26 | 22 | 18 | 14 | 10 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 35 | 55 | 55 | 59 | 27 | 23 | 19 | 15 | 11 |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | 36 | 56 | 56 | 60 | 28 | 24 | 20 | 16 | 12 |
| | 1 2 月以上 | 37 | 57 | 57 | 61 | 29 | 25 | 21 | 17 | 13 |
| 10 | 3 月未滿 | 37 | 57 | 57 | 61 | 29 | 25 | 21 | 17 | 13 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 38 | 58 | 58 | 62 | 30 | 26 | 22 | 18 | 14 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 39 | 59 | 59 | 63 | 31 | 27 | 23 | 19 | 15 |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | 40 | 60 | 60 | 64 | 32 | 28 | 24 | 20 | 16 |
| | 1 2 月以上 | 41 | 61 | 61 | 65 | 33 | 29 | 25 | 21 | 17 |
| 11 | 3 月未滿 | 41 | 61 | 61 | 65 | 33 | 29 | 25 | 21 | 17 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 42 | 62 | 62 | 66 | 34 | 30 | 26 | 22 | 18 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 43 | 63 | 63 | 67 | 35 | 31 | 27 | 23 | 19 |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | 44 | 64 | 64 | 68 | 36 | 32 | 28 | 24 | 20 |
| | 1 2 月以上 | 45 | 65 | 65 | 69 | 37 | 33 | 29 | 25 | 21 |
| 12 | 3 月未滿 | 45 | 65 | 65 | 69 | 37 | 33 | 29 | 25 | 21 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 46 | 66 | 66 | 70 | 38 | 34 | 30 | 26 | 22 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 47 | 67 | 67 | 71 | 39 | 35 | 31 | 27 | 23 |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | 48 | 68 | 68 | 72 | 40 | 36 | 32 | 28 | 24 |
| | 1 2 月以上 | 49 | 69 | 69 | 73 | 41 | 37 | 33 | 29 | 25 |
| 13 | 3 月未滿 | 49 | 69 | 69 | 73 | 41 | 37 | 33 | 29 | 25 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 50 | 70 | 70 | 74 | 42 | 38 | 34 | 30 | 26 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 51 | 71 | 71 | 75 | 43 | 39 | 35 | 31 | 27 |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | 52 | 72 | 72 | 76 | 44 | 40 | 36 | 32 | 28 |
| | 1 2 月以上 | 53 | 73 | 73 | 77 | 45 | 41 | 37 | 33 | 29 |
| 14 | 3 月未滿 | 53 | 73 | 73 | 77 | 45 | 41 | 37 | 33 | 29 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 54 | 74 | 74 | 78 | 46 | 42 | 38 | 34 | 30 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 55 | 75 | 75 | 79 | 47 | 43 | 39 | 35 | 31 |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | 56 | 76 | 76 | 80 | 48 | 44 | 40 | 36 | 32 |
| | 1 2 月以上 | 57 | 77 | 77 | 81 | 49 | 45 | 41 | 37 | 33 |
| 15 | 3 月未滿 | 57 | 77 | 77 | 81 | 49 | 45 | 41 | 37 | 33 |

| | | | | | | | | | | |
|----|---------------|----|-----|----|-----|----|----|----|----|----|
| | 3 月以上 6 月未滿 | 57 | 78 | 77 | 82 | 50 | 46 | 42 | 38 | 34 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 58 | 79 | 78 | 83 | 51 | 47 | 43 | 39 | 35 |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | 58 | 80 | 78 | 84 | 52 | 48 | 44 | 40 | 36 |
| | 1 2 月以上 | 59 | 81 | 79 | 85 | 53 | 49 | 45 | 41 | 37 |
| 16 | 3 月未滿 | 59 | 81 | 79 | 85 | 53 | 49 | 45 | 41 | 37 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 59 | 82 | 80 | 86 | 54 | 50 | 46 | 42 | 38 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 60 | 83 | 81 | 87 | 55 | 51 | 47 | 43 | 39 |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | 60 | 84 | 82 | 88 | 56 | 52 | 48 | 44 | 40 |
| | 1 2 月以上 | 61 | 85 | 83 | 89 | 57 | 53 | 49 | 45 | 41 |
| 17 | 3 月未滿 | 61 | 85 | 83 | 89 | 57 | 53 | 49 | 45 | 41 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 61 | 86 | 83 | 90 | 58 | 54 | 50 | 46 | 42 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 62 | 87 | 84 | 91 | 59 | 55 | 51 | 47 | 43 |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | 62 | 88 | 84 | 92 | 60 | 56 | 52 | 48 | 44 |
| | 1 2 月以上 | 63 | 89 | 85 | 93 | 61 | 57 | 53 | 49 | 45 |
| 18 | 3 月未滿 | 63 | 89 | 85 | 93 | 61 | 57 | 53 | 49 | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 63 | 90 | 85 | 94 | 62 | 58 | 54 | 50 | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 64 | 91 | 86 | 95 | 63 | 59 | 55 | 51 | |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | 64 | 92 | 86 | 96 | 64 | 60 | 56 | 52 | |
| | 1 2 月以上 | 65 | 93 | 87 | 97 | 65 | 61 | 57 | 53 | |
| 19 | 3 月未滿 | 65 | 93 | 87 | 97 | 65 | 61 | 57 | 53 | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 65 | 94 | 87 | 98 | 66 | 62 | 58 | 54 | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 66 | 95 | 87 | 99 | 67 | 63 | 59 | 55 | |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | 66 | 96 | 88 | 100 | 68 | 64 | 60 | 56 | |
| | 1 2 月以上 | 67 | 97 | 88 | 101 | 69 | 65 | 61 | 57 | |
| 20 | 3 月未滿 | 67 | 97 | 88 | 101 | 69 | 65 | 61 | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 67 | 98 | 88 | 101 | 70 | 66 | 62 | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 68 | 99 | 89 | 101 | 71 | 67 | 63 | | |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | 68 | 100 | 89 | 101 | 72 | 68 | 64 | | |
| | 1 2 月以上 | 69 | 101 | 89 | 101 | 73 | 69 | 65 | | |
| 21 | 3 月未滿 | 69 | 101 | 89 | 101 | 73 | 69 | 65 | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 69 | 102 | 90 | 101 | 74 | 70 | 66 | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 70 | 103 | 90 | 101 | 75 | 71 | 67 | | |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | 70 | 104 | 90 | 101 | 76 | 72 | 68 | | |
| | 1 2 月以上 | 71 | 105 | 91 | 101 | 77 | 73 | 69 | | |
| 22 | 3 月未滿 | 71 | 105 | 91 | 101 | 77 | 73 | 69 | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 71 | 105 | 91 | 101 | 78 | 74 | 70 | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 72 | 105 | 92 | 101 | 79 | 75 | 71 | | |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | 72 | 105 | 92 | 101 | 80 | 76 | 72 | | |
| | 1 2 月以上 | 73 | 105 | 93 | 101 | 81 | 77 | 73 | | |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|

業務職給料表の適用を受ける職員の新号給

| 旧号給 | 経過期間 | 旧級 | | | | | | | | |
|-----|-----------|----|----|----|----|----|--|--|--|--|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | | | | |
| 1 | 3月未満 | 13 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | |
| | 3月以上6月未満 | 14 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | |
| | 6月以上9月未満 | 15 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | |
| | 9月以上12月未満 | 16 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | |
| | 12月以上 | 17 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | |
| 2 | 3月未満 | 17 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | |
| | 3月以上6月未満 | 18 | 2 | 1 | 1 | 1 | | | | |
| | 6月以上9月未満 | 19 | 3 | 1 | 1 | 1 | | | | |
| | 9月以上12月未満 | 20 | 4 | 1 | 1 | 1 | | | | |
| | 12月以上 | 21 | 5 | 1 | 1 | 1 | | | | |
| 3 | 3月未満 | 21 | 5 | 1 | 1 | 1 | | | | |
| | 3月以上6月未満 | 22 | 6 | 2 | 1 | 1 | | | | |
| | 6月以上9月未満 | 23 | 7 | 3 | 1 | 1 | | | | |
| | 9月以上12月未満 | 24 | 8 | 4 | 1 | 1 | | | | |
| | 12月以上 | 25 | 9 | 5 | 1 | 1 | | | | |
| 4 | 3月未満 | 25 | 9 | 5 | 1 | 1 | | | | |
| | 3月以上6月未満 | 26 | 10 | 6 | 1 | 1 | | | | |
| | 6月以上9月未満 | 27 | 11 | 7 | 1 | 1 | | | | |
| | 9月以上12月未満 | 28 | 12 | 8 | 1 | 1 | | | | |
| | 12月以上 | 29 | 13 | 9 | 1 | 1 | | | | |
| 5 | 3月未満 | 29 | 13 | 9 | 1 | 1 | | | | |
| | 3月以上6月未満 | 30 | 14 | 10 | 2 | 1 | | | | |
| | 6月以上9月未満 | 31 | 15 | 11 | 3 | 1 | | | | |
| | 9月以上12月未満 | 32 | 16 | 12 | 4 | 1 | | | | |
| | 12月以上 | 33 | 17 | 13 | 5 | 1 | | | | |
| 6 | 3月未満 | 33 | 17 | 13 | 5 | 1 | | | | |
| | 3月以上6月未満 | 34 | 18 | 14 | 6 | 2 | | | | |
| | 6月以上9月未満 | 35 | 19 | 15 | 7 | 3 | | | | |
| | 9月以上12月未満 | 36 | 20 | 16 | 8 | 4 | | | | |
| | 12月以上 | 37 | 21 | 17 | 9 | 5 | | | | |
| 7 | 3月未満 | 37 | 21 | 17 | 9 | 5 | | | | |
| | 3月以上6月未満 | 38 | 22 | 18 | 10 | 6 | | | | |
| | 6月以上9月未満 | 39 | 23 | 19 | 11 | 7 | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|----|--------------|----|----|----|----|----|--|--|--|--|
| | 9 月以上 12 月未滿 | 40 | 24 | 20 | 12 | 8 | | | | |
| | 12 月以上 | 41 | 25 | 21 | 13 | 9 | | | | |
| 8 | 3 月未滿 | 41 | 25 | 21 | 13 | 9 | | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 42 | 26 | 22 | 14 | 10 | | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 43 | 27 | 23 | 15 | 11 | | | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 44 | 28 | 24 | 16 | 12 | | | | |
| | 12 月以上 | 45 | 29 | 25 | 17 | 13 | | | | |
| 9 | 3 月未滿 | 45 | 29 | 25 | 17 | 13 | | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 46 | 30 | 26 | 18 | 14 | | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 47 | 31 | 27 | 19 | 15 | | | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 48 | 32 | 28 | 20 | 16 | | | | |
| | 12 月以上 | 49 | 33 | 29 | 21 | 17 | | | | |
| 10 | 3 月未滿 | 49 | 33 | 29 | 21 | 17 | | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 50 | 34 | 30 | 22 | 18 | | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 51 | 35 | 31 | 23 | 19 | | | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 52 | 36 | 32 | 24 | 20 | | | | |
| | 12 月以上 | 53 | 37 | 33 | 25 | 21 | | | | |
| 11 | 3 月未滿 | 53 | 37 | 33 | 25 | 21 | | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 54 | 38 | 34 | 26 | 22 | | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 55 | 39 | 35 | 27 | 23 | | | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 56 | 40 | 36 | 28 | 24 | | | | |
| | 12 月以上 | 57 | 41 | 37 | 29 | 25 | | | | |
| 12 | 3 月未滿 | 57 | 41 | 37 | 29 | 25 | | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 58 | 42 | 38 | 30 | 26 | | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 59 | 43 | 39 | 31 | 27 | | | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 60 | 44 | 40 | 32 | 28 | | | | |
| | 12 月以上 | 61 | 45 | 41 | 33 | 29 | | | | |
| 13 | 3 月未滿 | 61 | 45 | 41 | 33 | 29 | | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 62 | 46 | 42 | 34 | 30 | | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 63 | 47 | 43 | 35 | 31 | | | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 64 | 48 | 44 | 36 | 32 | | | | |
| | 12 月以上 | 65 | 49 | 45 | 37 | 33 | | | | |
| 14 | 3 月未滿 | 65 | 49 | 45 | 37 | 33 | | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 66 | 50 | 46 | 38 | 34 | | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 67 | 51 | 47 | 39 | 35 | | | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 68 | 52 | 48 | 40 | 36 | | | | |
| | 12 月以上 | 69 | 53 | 49 | 41 | 37 | | | | |
| 15 | 3 月未滿 | 69 | 53 | 49 | 41 | 37 | | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 70 | 54 | 50 | 42 | 38 | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|----|--------------|-----|----|----|----|----|--|--|--|--|
| | 6 月以上 9 月未滿 | 71 | 55 | 51 | 43 | 39 | | | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 72 | 56 | 52 | 44 | 40 | | | | |
| | 12 月以上 | 73 | 57 | 53 | 45 | 41 | | | | |
| 16 | 3 月未滿 | 73 | 57 | 53 | 45 | 41 | | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 74 | 58 | 54 | 46 | 42 | | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 75 | 59 | 55 | 47 | 43 | | | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 76 | 60 | 56 | 48 | 44 | | | | |
| | 12 月以上 | 77 | 61 | 57 | 49 | 45 | | | | |
| 17 | 3 月未滿 | 77 | 61 | 57 | 49 | 45 | | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 78 | 62 | 58 | 50 | 46 | | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 79 | 63 | 59 | 51 | 47 | | | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 80 | 64 | 60 | 52 | 48 | | | | |
| | 12 月以上 | 81 | 65 | 61 | 53 | 49 | | | | |
| 18 | 3 月未滿 | 81 | 65 | 61 | 53 | 49 | | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 82 | 66 | 62 | 54 | 50 | | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 83 | 67 | 63 | 55 | 51 | | | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 84 | 68 | 64 | 56 | 52 | | | | |
| | 12 月以上 | 85 | 69 | 65 | 57 | 53 | | | | |
| 19 | 3 月未滿 | 85 | 69 | 65 | 57 | 53 | | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 86 | 70 | 65 | 58 | 54 | | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 87 | 71 | 66 | 59 | 55 | | | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 88 | 72 | 66 | 60 | 56 | | | | |
| | 12 月以上 | 89 | 73 | 67 | 61 | 57 | | | | |
| 20 | 3 月未滿 | 89 | 73 | 67 | 61 | 57 | | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 90 | 74 | 67 | 62 | 58 | | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 91 | 75 | 68 | 63 | 59 | | | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 92 | 76 | 68 | 64 | 60 | | | | |
| | 12 月以上 | 93 | 77 | 69 | 65 | 61 | | | | |
| 21 | 3 月未滿 | 93 | 77 | 69 | 65 | 61 | | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 94 | 78 | 70 | 66 | 62 | | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 95 | 79 | 71 | 67 | 63 | | | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 96 | 80 | 72 | 68 | 64 | | | | |
| | 12 月以上 | 97 | 81 | 73 | 69 | 65 | | | | |
| 22 | 3 月未滿 | 97 | 81 | 73 | 69 | 65 | | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 98 | 82 | 73 | 70 | 66 | | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 99 | 83 | 74 | 71 | 67 | | | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 100 | 84 | 74 | 72 | 68 | | | | |
| | 12 月以上 | 101 | 85 | 75 | 73 | 69 | | | | |
| 23 | 3 月未滿 | 101 | 85 | 75 | 73 | 69 | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|----|--------------|-----|-----|----|----|----|--|--|--|--|
| | 3 月以上 6 月未滿 | 102 | 86 | 75 | 74 | 69 | | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 103 | 87 | 76 | 75 | 69 | | | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 104 | 88 | 76 | 76 | 69 | | | | |
| | 12 月以上 | 105 | 89 | 77 | 77 | 69 | | | | |
| 24 | 3 月未滿 | 105 | 89 | 77 | 77 | | | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 106 | 90 | 77 | 78 | | | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 107 | 91 | 78 | 79 | | | | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 108 | 92 | 78 | 80 | | | | | |
| | 12 月以上 | 109 | 93 | 79 | 81 | | | | | |
| 25 | 3 月未滿 | 109 | 93 | 79 | 81 | | | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 110 | 94 | 79 | 82 | | | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 111 | 95 | 80 | 83 | | | | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 112 | 96 | 80 | 84 | | | | | |
| | 12 月以上 | 113 | 97 | 81 | 85 | | | | | |
| 26 | 3 月未滿 | 113 | 97 | 81 | 85 | | | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 114 | 98 | 82 | 86 | | | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 115 | 99 | 83 | 87 | | | | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 116 | 100 | 84 | 88 | | | | | |
| | 12 月以上 | 117 | 101 | 85 | 89 | | | | | |
| 27 | 3 月未滿 | 117 | 101 | 85 | 89 | | | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 118 | 102 | 85 | 90 | | | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 119 | 103 | 86 | 91 | | | | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 120 | 104 | 86 | 92 | | | | | |
| | 12 月以上 | 121 | 105 | 87 | 93 | | | | | |
| 28 | 3 月未滿 | | 105 | 87 | | | | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | | 106 | 87 | | | | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | | 107 | 88 | | | | | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | | 108 | 88 | | | | | | |
| | 12 月以上 | | 109 | 89 | | | | | | |
| 29 | 3 月未滿 | | 109 | 89 | | | | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | | 110 | 90 | | | | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | | 111 | 91 | | | | | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | | 112 | 92 | | | | | | |
| | 12 月以上 | | 113 | 93 | | | | | | |
| 30 | 3 月未滿 | | 113 | 93 | | | | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | | 114 | 93 | | | | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | | 115 | 94 | | | | | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | | 116 | 94 | | | | | | |
| | 12 月以上 | | 117 | 95 | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|----|-----------|--|-----|----|--|--|--|--|--|--|
| 31 | 3月未満 | | 117 | 95 | | | | | | |
| | 3月以上6月未満 | | 118 | 95 | | | | | | |
| | 6月以上9月未満 | | 119 | 96 | | | | | | |
| | 9月以上12月未満 | | 120 | 96 | | | | | | |
| | 12月以上 | | 121 | 97 | | | | | | |
| 32 | 3月未満 | | 121 | | | | | | | |
| | 3月以上6月未満 | | 122 | | | | | | | |
| | 6月以上9月未満 | | 123 | | | | | | | |
| | 9月以上12月未満 | | 124 | | | | | | | |
| | 12月以上 | | 125 | | | | | | | |
| 33 | 3月未満 | | 125 | | | | | | | |
| | 3月以上6月未満 | | 126 | | | | | | | |
| | 6月以上9月未満 | | 127 | | | | | | | |
| | 9月以上12月未満 | | 128 | | | | | | | |
| | 12月以上 | | 129 | | | | | | | |

附 則（平成19年2月28日条例第3号）

この条例は平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日条例第7号）

この条例は平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月25日条例第1号）

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第33条を第34条とし、第32条の次に1条を加える改正規定は平成20年3月1日から、第2条の規定は平成20年4月1日から施行する。
- 第1条の規定（第33条を第34条とし、第32条の次に1条を加える改正規定を除く。）による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第29条第2項第1号の規定は、平成19年12月1日から適用する。
（平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）
- 平成19年4月1日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、管理者の定めるところによる。
（施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整）
- 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号

給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(委任)

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるところによる。

附 則 (平成20年12月1日条例第4号)

この条例は平成21年1月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日条例第2号)

この条例は平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年5月22日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年11月25日条例第6号)

- 1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例第26条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで(印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例(平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第3号)第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第30条第1項から第3項まで若しくは、第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下「減額改定対象職員」という。)となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

| | | |
|-----|------|----|
| 給料表 | 職務の級 | 号給 |
|-----|------|----|

| | | |
|--------|-----|--------------|
| 行政職給料表 | 1 級 | 1 号給から56号給まで |
| | 2 級 | 1 号給から28号給まで |
| 業務職給料表 | 1 級 | 1 号給から56号給まで |
| | 2 級 | 1 号給から28号給まで |

(2) 平成 21 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された
 期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定
 めるところによる。

附 則 (平成 22 年 3 月 17 日条例第 1 号)

この条例は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 12 月 1 日条例第 5 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

(平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の印旛郡市
 広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例 (以下この項及び次項におい
 て「給与条例」という。) 第 26 条第 2 項 (同条第 3 項の規定により読み替えて適用
 する場合を含む。) 及び第 4 項から第 6 項まで (印旛郡市広域市町村圏事務組合職
 員の育児休業等に関する条例 (平成 14 年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 3
 号。附則第 5 項において「育児休業条例」という。) 第 16 条の規定により読み替え
 て適用する場合を含む。) 若しくは第 30 条第 1 項から第 3 項まで、第 6 項若しくは
 附則第 5 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額 (以
 下この項において「基準額」という。) から次に掲げる額の合計額 (以下この項に
 おいて「調整額」という。) に相当する額を減じた額とする。この場合において、
 調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成 22 年 4 月 1 日 (同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は
 職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表
 の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの (改正後の給与条例
 附則第 5 項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を
 受けず、かつ、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例の
 一部を改正する条例 (平成 18 年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 2 号) 附則
 第 7 項の規定の適用を受けない職員に限る) からこれらの職員以外の職員 (以下
 この項において「減額改定対象職員」という。) となった者 (平成 22 年 4 月 1 日
 に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除
 く。) にあっては、その減額改定対象職員となった日 (当該日が 2 以上あるとき
 は、当該日のうち規則で定める日) において減額改定対象職員が受けるべき給
 料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計
 額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に、同月から施行の日の属する月の前月ま
 での月数 (同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった

期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

| 給料表 | 職務の級 | 号給 |
|--------|------|---------------|
| 行政職給料表 | 1 級 | 1 号給から96号給まで |
| | 2 級 | 1 号給から68号給まで |
| | 3 級 | 1 号給から32号給まで |
| | 4 級 | 1 号給から24号給まで |
| | 5 級 | 1 号給から16号給まで |
| | 6 級 | 1 号給から 4 号給まで |
| 業務職給料表 | 1 級 | 1 号給から96号給まで |
| | 2 級 | 1 号給から68号給まで |
| | 3 級 | 1 号給から32号給まで |
| | 4 級 | 1 号給から24号給まで |
| | 5 級 | 1 号給から16号給まで |

(2) 平成 22 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額

(平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に関する読み替え)

- 3 平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に対する改正後の給与条例附則第 5 項の規定の適用については、同項中「当該職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 22 年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 5 号）の施行の日」とする。

(規則への委任)

- 4 前 2 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
(育児休業条例の一部改正)

- 5 育児休業条例の一部を次のように改正する。

附則に次の 4 項を加える。

(給与条例附則第 5 項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する給与条例の特例)

- 4 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第 5 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号の規定の適用については、同項第 1 号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第 3 号及び第 4 号中「給料月額及び」とあるのは

「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

5 第 15 条の通知を受けて育児休業法第 17 条の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第 5 項の規定により給与が減ぜられて支給される場合においては、前項の規定を準用する。

6 短時間勤務職員に対する給与条例附則第 5 項第 1 号の規定の適用については、同項第 1 号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。

7 第 20 条の承認を得て育児休業法第 19 条の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第 5 項の規定により給与が減ぜられて支給される場合においては、給与条例第 16 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給与条例附則第 6 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

6 印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 14 年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 2 号）の一部を次のように改正する。
附則に次の 1 項を加える。

（一般職職員の給与に関する条例附則第 5 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え）

5 印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例附則第 5 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第 16 条第 3 項の規定の適用については、同項中「第 22 条」とあるのは、「附則第 6 項」とする。

附 則（平成 23 年 3 月 15 日条例第 1 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（住居手当に関する経過措置）

2 この条例の施行の日前から引き続き改正前の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 13 条第 1 項第 2 号に該当する職員（同号の規定により平成 23 年 3 月に係る住居手当を支給される職員に限る。）については、同項及び同条第 2 項の規定は、平成 25 年 3 月 31 日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間にあっては同項第 2 号中「4,300 円」とあるのは「3,000 円」と、同年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間にあっては同号中「4,300 円」とあるのは「1,500 円」とする。

3 前項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員として任命権者が管理者の承認を得て定める職員については、改正後の給与条例第 13 条の規定にかかわらず、同項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前

の給与条例第13条第1項第2号に該当する職員とみなして、同条（前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定を適用する。

（委任）

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるところによる。

附 則（平成23年11月28日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年12月1日から施行する。
（平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例第26条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第3号）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第30条第1項から第3項まで、第6項若しくは附則第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
- (1) 平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

| 給料表 | 職務の級 | 号給 |
|--------|------|--------------|
| 行政職給料表 | 1級 | 1号給から105号給まで |
| | 2級 | 1号給から80号給まで |
| | 3級 | 1号給から44号給まで |
| | 4級 | 1号給から36号給まで |
| | 5級 | 1号給から28号給まで |
| | 6級 | 1号給から16号給まで |
| | 7級 | 1号給から4号給まで |
| 業務職給料表 | 1級 | 1号給から121号給まで |

| | |
|-----|--------------|
| 2 級 | 1 号給から84号給まで |
| 3 級 | 1 号給から76号給まで |
| 4 級 | 1 号給から48号給まで |
| 5 級 | 1 号給から32号給まで |

(2) 平成 23 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された
 期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額
 (委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定
 めるところによる。

附 則 (平成 25 年 3 月 26 日条例第 4 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成 26
 年 4 月 1 日から、第 3 条及び次項の規定は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正す
 る条例の一部改正)

2 印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正
 する条例 (平成 22 年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 5 号) の一部を次のよ
 うに改正する。

附則第 2 項第 1 号中「受けず、かつ、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員
 の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成 18 年印旛郡市広域市町村圏事務
 組合条例第 2 号) 附則第 7 項の規定の適用を」を削る。

附 則 (平成 26 年 2 月 6 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 26 年 3 月 26 日条例第 4 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、この条例による改正後の一般職職員の給与に関する条例第 4 条第 6 項
 及び第 7 項の規定については、同条第 6 項中「職員 (次項の規定の適用を受ける職員
 を除く。以下この項において同じ。)」とあるのは「職員」と、「前項に」とあるの
 は「同項に」と、同条第 7 項中「職員の第 5 項の規定による昇給は、同項に規定する
 期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うも
 のとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従
 い決定するもの」とあるのは「職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4
 号給」とあるのは、「1 号給」とする。

附 則 (平成 27 年 2 月 10 日条例第 1 号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例 (以下「給与条例」

という。) 第 29 条第 2 項及び附則第 7 項の改正規定を除く。) による改正後の給与条例の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

3 給与条例 (第 29 条第 2 項及び附則第 7 項の改正規定に限る。) による改正後の給与条例の規定は、平成 26 年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

4 給与条例 (第 29 条第 2 項及び附則第 7 項の改正規定を除く。以下この項において同じ。) による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成 27 年 3 月 27 日条例第 3 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

2 平成 27 年 4 月 1 日 (以下「切替日」という。) 前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(号給の切替えに伴う経過措置)

3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの (規則で定める職員を除く。) には、平成 30 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額 (印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例 (以下「給与条例」という。) 附則第 5 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額) を給料として支給する。

4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員 (前項に規定する職員を除く。) について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、給料を支給する。

(平成 30 年 3 月 31 日までの間における地域手当に関する特例)

6 切替日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における地域手当の支給に関する給与条例第 10 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 9.2」とあるのは「100 分の 9.2 を超えない範囲内で規則で定める割合」とする。

附 則 (平成 27 年 7 月 13 日条例第 6 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 28 年 3 月 28 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 28 日条例第 4 号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 2 条及び第 4 条の規定 平成 28 年 4 月 1 日

(2) 第 3 条の規定 平成 28 年 10 月 1 日

2 第 1 条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例「（以下「給与条例」という。）」の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

3 第 1 条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 29 年 2 月 9 日条例第 1 号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 3 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定（印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 29 条第 2 項及び附則第 7 項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

3 第 1 条の規定（給与条例第 29 条第 2 項及び附則第 7 項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

4 第 1 条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 27 年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 3 号。以下「平成 27 年改正条例」という。）附則第 3 項から第 5 項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ第 1 条の規定による改正後の給与条例の規定による給与（平成 27 年改正条例附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（平成 31 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例）

5 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、第 2 条の規定による改正後の給与条例第 12 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定は適用せず、第 2 条の規定による改正後の給与条例第 11 条第 3 項及び第 12 条の規定の適用については、同項中「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。）については 1 人につき 6,500 円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級であるもの（以下「行 7 級職員」という。）にあっては、3,500 円）、同項第 2 号に該当する扶養親族

(以下「扶養親族である子」という。)については1人につき1万円」とあるのは、「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である配偶者」という。)については1万円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族である父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族である子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「その旨」とあるのは、「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは、「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族である配偶者又は扶養親族である子を有するに至った場合の当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

6 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は、第 2 条の規定による改正後の給与条例第 12 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定は適用せず、第 2 条の規定による改正後の給与条例第 11 条第 3 項及び第 12 条の規定の適用については、同項中「6,500 円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級であるもの（以下「行 7 級職員」という。）にあっては、3,500 円）」とあるのは「6,500 円」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号又は第 5 号」とする。

附 則（平成 29 年 11 月 13 日条例第 4 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 9 日条例第 3 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 3 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定（印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 29 条第 2 項及び附則第 7 項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び附則第 5 項の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 第 1 条の規定（給与条例第 29 条第 2 項及び附則第 7 項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、平成 29 年 12 月 1 日から適用する。
（給与の内払）
- 4 第 1 条の規定による改正後の給与条例を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 27 年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 3 号。以下「平成 27 年改正条例」という。）附則第 3 項から第 5 項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第 1 条の規定による改正後の給与条例の規定による給与（平成 27 年改正条例附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料を含む。）の規定による給与の内払とみなす。
（平成 27 年改正条例の一部改正）
- 5 平成 27 年改正条例の一部を次のように改正する。

附則第 6 項中「100 分の 9」を「100 分の 9.2」に改める。

別表第 1（第 3 条関係）

行 政 職 給 料 表

| 職員の区分 | 職務の級 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 | 7 級 |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | 号給 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

再任用職員及び任期付職員以外の職員

| | | | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 | 142,600 | 192,700 | 262,000 | 288,000 | 318,500 | 362,300 | 407,700 |
| 2 | 143,700 | 194,500 | 263,900 | 290,200 | 320,700 | 364,900 | 410,100 |
| 3 | 144,900 | 196,300 | 265,700 | 292,500 | 323,000 | 367,400 | 412,600 |
| 4 | 146,000 | 198,100 | 267,800 | 294,600 | 325,200 | 370,000 | 415,000 |
| 5 | 147,100 | 199,700 | 269,600 | 296,600 | 327,400 | 371,900 | 416,900 |
| 6 | 148,200 | 201,500 | 271,500 | 298,900 | 329,400 | 374,400 | 419,200 |
| 7 | 149,300 | 203,300 | 273,400 | 301,200 | 331,600 | 376,700 | 421,300 |
| 8 | 150,400 | 205,100 | 275,500 | 303,400 | 333,800 | 379,200 | 423,500 |
| 9 | 151,500 | 206,800 | 277,600 | 305,400 | 335,800 | 381,700 | 425,500 |
| 10 | 152,900 | 208,600 | 279,600 | 307,700 | 338,000 | 384,400 | 427,600 |
| 11 | 154,200 | 210,400 | 281,700 | 309,900 | 340,000 | 387,000 | 429,700 |
| 12 | 155,500 | 212,200 | 283,700 | 312,200 | 342,200 | 389,700 | 431,800 |
| 13 | 156,800 | 213,600 | 285,700 | 314,300 | 344,000 | 392,100 | 433,500 |
| 14 | 158,300 | 215,400 | 287,800 | 316,400 | 346,000 | 394,400 | 435,300 |
| 15 | 159,800 | 217,100 | 289,800 | 318,600 | 348,100 | 396,600 | 437,300 |
| 16 | 161,400 | 218,900 | 291,800 | 320,700 | 350,100 | 399,000 | 439,300 |
| 17 | 162,700 | 220,600 | 293,700 | 322,700 | 351,800 | 400,800 | 441,200 |
| 18 | 164,200 | 222,300 | 295,700 | 324,700 | 353,800 | 402,800 | 443,000 |
| 19 | 165,700 | 223,900 | 297,800 | 326,700 | 355,600 | 404,700 | 444,800 |
| 20 | 167,200 | 225,500 | 299,800 | 328,700 | 357,500 | 406,500 | 446,500 |
| 21 | 168,600 | 228,900 | 301,800 | 330,500 | 359,500 | 408,400 | 448,300 |
| 22 | 171,300 | 230,500 | 303,900 | 332,600 | 361,400 | 410,200 | 449,800 |
| 23 | 173,900 | 232,000 | 305,900 | 334,600 | 363,400 | 412,000 | 451,200 |
| 24 | 176,500 | 233,600 | 308,000 | 336,700 | 365,300 | 413,900 | 452,700 |
| 25 | 179,200 | 235,100 | 309,700 | 338,100 | 367,300 | 415,700 | 454,100 |
| 26 | 180,900 | 236,800 | 311,800 | 340,000 | 369,200 | 417,200 | 455,400 |
| 27 | 182,600 | 238,300 | 313,800 | 341,900 | 371,200 | 418,700 | 456,700 |
| 28 | 184,300 | 239,900 | 315,800 | 343,800 | 373,200 | 420,300 | 457,900 |
| 29 | 185,800 | 241,200 | 317,600 | 345,500 | 374,700 | 421,900 | 458,900 |
| 30 | 187,600 | 242,700 | 319,600 | 347,400 | 376,500 | 423,200 | 459,600 |
| 31 | 189,400 | 244,300 | 321,700 | 349,300 | 378,300 | 424,500 | 460,400 |
| 32 | 191,100 | 245,700 | 323,800 | 351,100 | 379,900 | 425,700 | 461,100 |
| 33 | 192,700 | 247,200 | 325,100 | 353,000 | 381,700 | 426,900 | 461,800 |
| 34 | 194,500 | 248,700 | 327,100 | 354,800 | 383,100 | 428,200 | 462,600 |
| 35 | 196,300 | 250,000 | 329,000 | 356,600 | 384,600 | 429,500 | 463,300 |
| 36 | 198,100 | 251,400 | 331,100 | 358,300 | 386,200 | 430,700 | 463,900 |
| 37 | 199,700 | 252,900 | 333,000 | 359,700 | 387,600 | 431,900 | 464,400 |
| 38 | 201,500 | 254,600 | 334,900 | 361,000 | 388,800 | 432,700 | 465,000 |
| 39 | 203,300 | 256,300 | 336,900 | 362,400 | 390,000 | 433,500 | 465,600 |
| 40 | 205,100 | 258,100 | 338,800 | 363,800 | 391,100 | 434,300 | 466,200 |
| 41 | 206,800 | 259,700 | 340,700 | 365,100 | 392,200 | 434,900 | 466,700 |
| 42 | 208,600 | 261,500 | 342,600 | 366,000 | 393,400 | 435,600 | 467,200 |
| 43 | 210,400 | 263,200 | 344,400 | 367,100 | 394,600 | 436,300 | 467,600 |

| | | | | | | | |
|----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 44 | 212, 200 | 264, 900 | 346, 300 | 368, 200 | 395, 700 | 437, 000 | 467, 900 |
| 45 | 213, 600 | 266, 900 | 347, 800 | 369, 000 | 396, 400 | 437, 800 | 468, 200 |
| 46 | 215, 400 | 268, 800 | 349, 200 | 369, 900 | 397, 100 | 438, 600 | |
| 47 | 217, 100 | 270, 600 | 350, 700 | 370, 800 | 397, 800 | 439, 000 | |
| 48 | 218, 900 | 272, 400 | 352, 200 | 371, 700 | 398, 500 | 439, 700 | |
| 49 | 220, 600 | 274, 100 | 353, 800 | 372, 600 | 399, 100 | 440, 200 | |
| 50 | 222, 300 | 276, 000 | 354, 600 | 373, 400 | 399, 700 | 440, 600 | |
| 51 | 223, 900 | 277, 900 | 355, 800 | 374, 200 | 400, 200 | 441, 000 | |
| 52 | 225, 500 | 279, 600 | 356, 800 | 375, 000 | 400, 600 | 441, 400 | |
| 53 | 227, 000 | 281, 200 | 357, 700 | 375, 700 | 401, 000 | 441, 800 | |
| 54 | 228, 700 | 283, 100 | 358, 800 | 376, 400 | 401, 300 | 442, 200 | |
| 55 | 230, 300 | 284, 900 | 359, 700 | 377, 100 | 401, 600 | 442, 600 | |
| 56 | 231, 900 | 286, 800 | 360, 800 | 377, 800 | 401, 900 | 442, 900 | |
| 57 | 233, 100 | 288, 400 | 361, 700 | 378, 300 | 402, 200 | 443, 200 | |
| 58 | 234, 600 | 290, 100 | 362, 400 | 378, 900 | 402, 500 | 443, 600 | |
| 59 | 236, 000 | 291, 900 | 363, 100 | 379, 500 | 402, 800 | 443, 900 | |
| 60 | 237, 300 | 293, 700 | 363, 800 | 380, 200 | 403, 100 | 444, 200 | |
| 61 | 238, 600 | 295, 300 | 364, 200 | 380, 600 | 403, 400 | 444, 500 | |
| 62 | 239, 800 | 297, 000 | 364, 800 | 381, 300 | 403, 700 | | |
| 63 | 240, 800 | 298, 500 | 365, 500 | 381, 900 | 404, 000 | | |
| 64 | 242, 000 | 300, 100 | 366, 200 | 382, 500 | 404, 300 | | |
| 65 | 243, 300 | 301, 700 | 366, 500 | 382, 900 | 404, 600 | | |
| 66 | 244, 500 | 303, 400 | 367, 200 | 383, 500 | 404, 900 | | |
| 67 | 245, 700 | 305, 000 | 367, 900 | 384, 100 | 405, 200 | | |
| 68 | 247, 000 | 306, 700 | 368, 600 | 384, 700 | 405, 500 | | |
| 69 | 247, 900 | 307, 700 | 368, 900 | 385, 100 | 405, 700 | | |
| 70 | 249, 300 | 309, 200 | 369, 500 | 385, 600 | 406, 000 | | |
| 71 | 250, 700 | 310, 700 | 370, 200 | 386, 100 | 406, 300 | | |
| 72 | 252, 200 | 312, 300 | 370, 800 | 386, 700 | 406, 600 | | |
| 73 | 253, 600 | 313, 900 | 371, 100 | 387, 000 | 406, 800 | | |
| 74 | 255, 000 | 315, 500 | 371, 700 | 387, 400 | 407, 100 | | |
| 75 | 256, 400 | 317, 100 | 372, 400 | 387, 800 | 407, 400 | | |
| 76 | 257, 700 | 318, 600 | 373, 000 | 388, 200 | 407, 600 | | |
| 77 | 258, 900 | 320, 100 | 373, 400 | 388, 500 | 407, 800 | | |
| 78 | 260, 200 | 321, 300 | 373, 900 | 388, 800 | 408, 100 | | |
| 79 | 261, 600 | 322, 500 | 374, 500 | 389, 100 | 408, 400 | | |
| 80 | 262, 900 | 323, 700 | 375, 000 | 389, 400 | 408, 600 | | |
| 81 | 264, 100 | 324, 400 | 375, 500 | 389, 600 | 408, 800 | | |
| 82 | 265, 200 | 325, 300 | 376, 100 | 389, 900 | 409, 100 | | |
| 83 | 266, 500 | 326, 100 | 376, 600 | 390, 200 | 409, 400 | | |
| 84 | 267, 800 | 326, 900 | 376, 900 | 390, 400 | 409, 600 | | |
| 85 | 268, 800 | 327, 800 | 377, 300 | 390, 600 | 409, 800 | | |

| | | | | | | | | |
|-------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 86 | 269,900 | 328,200 | 377,800 | 390,900 | | | |
| | 87 | 271,200 | 328,900 | 378,200 | 391,200 | | | |
| | 88 | 272,500 | 329,700 | 378,600 | 391,400 | | | |
| | 89 | 273,500 | 330,500 | 379,000 | 391,600 | | | |
| | 90 | 274,500 | 331,200 | 379,500 | 391,900 | | | |
| | 91 | 275,400 | 331,900 | 379,900 | 392,200 | | | |
| | 92 | 276,500 | 332,600 | 380,300 | 392,400 | | | |
| | 93 | 277,600 | 333,100 | 380,600 | 392,600 | | | |
| | 94 | 278,600 | 333,700 | 381,100 | | | | |
| | 95 | 279,500 | 334,200 | 381,500 | | | | |
| | 96 | 280,500 | 334,800 | 381,900 | | | | |
| | 97 | 281,100 | 335,100 | 382,200 | | | | |
| | 98 | 282,000 | 335,600 | | | | | |
| | 99 | 282,700 | 336,000 | | | | | |
| | 100 | 283,600 | 336,500 | | | | | |
| | 101 | 284,600 | 336,900 | | | | | |
| | 102 | 285,400 | | | | | | |
| | 103 | 286,200 | | | | | | |
| | 104 | 287,000 | | | | | | |
| | 105 | 287,800 | | | | | | |
| 再任用職員 | | 214,800 | 254,800 | 274,200 | | | | |
| 任期付職員 | | 192,700 | 225,200 | 255,300 | 273,100 | 293,500 | 325,000 | 360,600 |

別表第2（第3条関係）

業務職給料表

| 職員 の区 分 | 職務 の級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 |
|---------------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 号給 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 1 | 128,900 | 180,300 | 202,000 | 249,100 | 278,400 |
| | 2 | 129,800 | 181,800 | 203,400 | 250,300 | 280,300 |
| | 3 | 130,800 | 183,300 | 204,800 | 251,400 | 282,100 |
| | 4 | 131,700 | 184,800 | 206,100 | 252,600 | 283,900 |

| | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 5 | 132,700 | 186,100 | 207,400 | 253,500 | 285,700 |
| 6 | 133,700 | 187,600 | 208,800 | 254,800 | 287,500 |
| 7 | 134,700 | 189,000 | 210,200 | 255,900 | 289,200 |
| 8 | 135,700 | 190,300 | 211,600 | 257,100 | 291,000 |
| 9 | 136,500 | 191,700 | 213,000 | 258,200 | 292,600 |
| 10 | 137,500 | 192,900 | 214,600 | 259,300 | 294,400 |
| 11 | 138,500 | 194,200 | 216,200 | 260,500 | 296,100 |
| 12 | 139,600 | 195,300 | 217,600 | 261,700 | 297,900 |
| 13 | 140,400 | 196,500 | 218,900 | 262,700 | 299,400 |
| 14 | 141,400 | 197,600 | 220,400 | 263,800 | 301,100 |
| 15 | 142,400 | 198,700 | 221,900 | 264,800 | 302,700 |
| 16 | 143,400 | 199,800 | 223,200 | 265,800 | 304,200 |
| 17 | 144,500 | 200,900 | 224,100 | 266,900 | 305,700 |
| 18 | 145,700 | 202,000 | 224,900 | 268,100 | 307,300 |
| 19 | 146,900 | 203,000 | 225,800 | 269,200 | 308,900 |
| 20 | 148,100 | 204,000 | 226,800 | 270,100 | 310,600 |
| 21 | 149,200 | 205,000 | 227,700 | 271,100 | 311,700 |
| 22 | 150,400 | 206,100 | 229,200 | 272,200 | 313,100 |
| 23 | 151,600 | 207,200 | 230,500 | 273,300 | 314,500 |
| 24 | 152,800 | 208,200 | 231,600 | 274,300 | 316,000 |
| 25 | 154,000 | 209,100 | 233,100 | 275,200 | 317,200 |
| 26 | 155,500 | 210,000 | 234,400 | 276,300 | 318,700 |
| 27 | 157,000 | 210,700 | 235,700 | 277,400 | 320,100 |
| 28 | 158,500 | 211,600 | 237,000 | 278,500 | 321,500 |
| 29 | 159,900 | 212,500 | 238,000 | 279,400 | 323,100 |
| 30 | 161,400 | 213,700 | 239,200 | 280,500 | 324,300 |
| 31 | 162,900 | 214,700 | 240,500 | 281,500 | 325,600 |
| 32 | 164,400 | 215,600 | 241,700 | 282,500 | 326,800 |
| 33 | 165,900 | 216,300 | 242,800 | 283,300 | 327,900 |
| 34 | 167,700 | 217,500 | 244,100 | 284,200 | 328,800 |
| 35 | 169,500 | 218,600 | 245,200 | 285,100 | 329,900 |
| 36 | 171,300 | 219,800 | 246,400 | 286,200 | 331,000 |
| 37 | 173,100 | 220,500 | 247,700 | 286,800 | 332,100 |
| 38 | 174,800 | 221,700 | 248,900 | 287,700 | 333,200 |
| 39 | 176,500 | 222,900 | 250,200 | 288,600 | 334,200 |
| 40 | 178,200 | 224,000 | 251,500 | 289,500 | 335,200 |
| 41 | 179,800 | 224,900 | 252,500 | 290,200 | 336,200 |
| 42 | 181,200 | 226,100 | 253,800 | 291,200 | 337,200 |
| 43 | 182,600 | 227,100 | 254,900 | 292,200 | 338,200 |
| 44 | 184,000 | 228,200 | 256,200 | 293,100 | 339,200 |
| 45 | 185,500 | 229,300 | 257,100 | 293,800 | 340,100 |
| 46 | 186,900 | 230,400 | 258,200 | 294,700 | 341,100 |
| 47 | 188,300 | 231,500 | 259,400 | 295,600 | 342,100 |

| | | | | | | |
|----------------------------|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 48 | 189,700 | 232,500 | 260,400 | 296,500 | 343,100 |
| | 49 | 191,000 | 233,500 | 261,600 | 297,200 | 344,000 |
| | 50 | 192,200 | 234,600 | 262,800 | 297,800 | 344,900 |
| | 51 | 193,300 | 235,700 | 264,000 | 298,500 | 345,800 |
| | 52 | 194,500 | 236,900 | 264,900 | 299,300 | 346,600 |
| | 53 | 195,600 | 238,000 | 265,900 | 299,900 | 347,400 |
| | 54 | 196,700 | 239,000 | 267,000 | 300,700 | 348,200 |
| | 55 | 197,800 | 239,900 | 268,200 | 301,400 | 349,000 |
| | 56 | 198,900 | 240,700 | 269,400 | 302,100 | 349,700 |
| | 57 | 200,000 | 241,600 | 270,200 | 302,800 | 350,400 |
| | 58 | 201,000 | 242,600 | 271,200 | 303,500 | 351,200 |
| | 59 | 202,000 | 243,600 | 272,300 | 304,300 | 352,000 |
| | 60 | 203,000 | 244,500 | 273,300 | 305,000 | 352,700 |
| | 61 | 204,100 | 245,400 | 274,400 | 305,600 | 353,400 |
| | 62 | 205,000 | 246,300 | 275,500 | 306,300 | 354,100 |
| | 63 | 205,900 | 247,200 | 276,300 | 307,000 | 354,800 |
| | 64 | 206,800 | 248,100 | 277,400 | 307,700 | 355,500 |
| 再任 用職 員以 外の 職員 | 65 | 207,500 | 248,900 | 278,200 | 308,200 | 356,100 |
| | 66 | 208,300 | 249,700 | 279,000 | 308,700 | 356,600 |
| | 67 | 209,000 | 250,500 | 279,800 | 309,300 | 357,100 |
| | 68 | 209,800 | 251,200 | 280,600 | 309,900 | 357,600 |
| | 69 | 210,200 | 252,000 | 281,300 | 310,500 | 358,000 |
| | 70 | 210,800 | 252,600 | 282,100 | 310,900 | |
| | 71 | 211,100 | 253,000 | 282,900 | 311,400 | |
| | 72 | 211,700 | 253,400 | 283,600 | 311,900 | |
| | 73 | 211,900 | 253,600 | 284,400 | 312,200 | |
| | 74 | 212,500 | 254,000 | 285,100 | 312,700 | |
| | 75 | 213,000 | 254,500 | 285,900 | 313,200 | |
| | 76 | 213,800 | 255,000 | 286,700 | 313,600 | |
| | 77 | 214,000 | 255,400 | 287,300 | 313,800 | |
| | 78 | 214,700 | 255,800 | 287,800 | 314,100 | |
| | 79 | 215,200 | 256,300 | 288,300 | 314,400 | |
| | 80 | 215,800 | 256,800 | 288,700 | 314,700 | |
| | 81 | 216,500 | 257,100 | 289,100 | 315,000 | |
| | 82 | 217,000 | 257,400 | 289,500 | 315,300 | |
| | 83 | 217,600 | 257,700 | 290,000 | 315,600 | |
| | 84 | 218,300 | 258,000 | 290,500 | 315,900 | |
| | 85 | 218,900 | 258,200 | 290,900 | 316,100 | |
| | 86 | 219,400 | 258,400 | 291,500 | 316,500 | |
| | 87 | 219,900 | 258,700 | 292,100 | 316,800 | |
| | 88 | 220,600 | 259,000 | 292,700 | 317,000 | |
| | 89 | 221,100 | 259,200 | 293,000 | 317,200 | |

| | | | | |
|-----|---------|---------|---------|---------|
| 90 | 221,700 | 259,400 | 293,500 | 317,500 |
| 91 | 222,300 | 259,800 | 294,000 | 317,800 |
| 92 | 222,800 | 260,000 | 294,400 | 318,100 |
| 93 | 223,200 | 260,300 | 294,800 | 318,300 |
| 94 | 223,700 | 260,700 | 295,300 | 318,200 |
| 95 | 224,200 | 261,000 | 295,800 | 318,500 |
| 96 | 224,700 | 261,300 | 296,300 | 318,700 |
| 97 | 225,200 | 261,500 | 296,600 | 318,900 |
| 98 | 225,700 | 261,800 | 296,600 | 319,200 |
| 99 | 226,200 | 262,000 | 297,100 | 319,500 |
| 100 | 226,700 | 262,300 | 297,600 | 319,700 |
| 101 | 227,100 | 262,600 | 298,000 | 319,900 |
| 102 | 227,600 | 262,800 | 298,400 | |
| 103 | 228,200 | 263,100 | 298,700 | |
| 104 | 228,800 | 263,400 | 299,000 | |
| 105 | 229,200 | 263,600 | 299,300 | |
| 106 | 229,700 | 263,800 | 299,700 | |
| 107 | 230,000 | 264,100 | 300,100 | |
| 108 | 230,400 | 264,300 | 300,500 | |
| 109 | 230,600 | 264,600 | 300,800 | |
| 110 | 230,500 | 264,900 | 301,200 | |
| 111 | 231,000 | 265,200 | 301,600 | |
| 112 | 231,500 | 265,400 | 301,900 | |
| 113 | 231,800 | 265,600 | 302,100 | |
| 114 | 232,300 | 265,900 | 302,400 | |
| 115 | 232,800 | 266,100 | 302,700 | |
| 116 | 233,300 | 266,300 | 302,900 | |
| 117 | 233,600 | 266,600 | 303,100 | |
| 118 | 234,000 | 266,900 | 303,400 | |
| 119 | 234,400 | 267,200 | 303,700 | |
| 120 | 234,800 | 267,500 | 303,900 | |
| 121 | 235,200 | 267,600 | 304,100 | |
| 122 | | 267,900 | 304,400 | |
| 123 | | 268,200 | 304,700 | |
| 124 | | 268,500 | 304,900 | |
| 125 | | 268,600 | 305,100 | |
| 126 | | 268,900 | 305,400 | |
| 127 | | 269,200 | 305,700 | |
| 128 | | 269,500 | 305,900 | |
| 129 | | 269,600 | 306,100 | |
| 130 | | 269,500 | 306,400 | |
| 131 | | 269,800 | 306,700 | |

| | | | | | | |
|-------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 132 | | 270,100 | 306,900 | | |
| | 133 | | 270,200 | 307,100 | | |
| | 134 | | 270,500 | | | |
| | 135 | | 270,800 | | | |
| | 136 | | 271,100 | | | |
| | 137 | | 271,200 | | | |
| 再任用職員 | | 193,200 | 204,300 | 222,800 | 243,600 | 274,300 |

備考 この表は、寮母等これらに準ずる技能的業務に従事する職員に適用する。

別表第3（第3条関係）

ア 行政職給料表級別基準職務表

| 職務の級 | 標準的な職務 |
|------|--|
| 7級 | 1 事務局長の職務 2 次長の職務 3 参事の職務 |
| 6級 | 1 課長の職務 2 所属の困難な業務を統括する職務として規則で定める職務 |
| 5級 | 1 副主幹の職務 2 所属の困難な業務を担当する職務として規則で定める職務 |
| 4級 | 1 主査の職務 2 所属の定例的業務を統括する職務として規則で定める職務 |
| 3級 | 1 主査補の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする職務として規則で定める職務 |
| 2級 | 高度の知識又は経験を必要とする職務として規則で定める職務 |
| 1級 | 定型的な職務として規則で定める職務 |

イ 業務職給料表級別基準職務表

| 職務の級 | 標準的な職務 |
|------|-------------------------------------|
| 5級 | 高度の技能又は経験を必要とする技能労務を行う職務として規則で定める職務 |
| 4級 | 定型的な技能労務を行う職務として規則で定める職務 |
| 3級 | 定型的な技能労務を行う職務として規則で定める職務 |

| | |
|-----|--------------------------|
| 2 級 | 定型的な技能労務を行う職務として規則で定める職務 |
| 1 級 | 定型的な技能労務を行う職務として規則で定める職務 |

別表第 4（第 14 条関係）

| 片道の使用距離 | 職員の区分 | |
|-----------------|-----------|-------------|
| | 普通自動車等使用者 | 原動機付自転車等使用者 |
| 4 km 未満 | 2,000 | 2,000 |
| 4 km 以上 6 km 未満 | 4,170 | 4,170 |
| 6 km 以上 8 km 未満 | 5,230 | 5,060 |
| 8 km 以上 10km 未満 | 6,290 | 5,950 |
| 10km 以上 12km 未満 | 7,340 | 6,840 |
| 12km 以上 14km 未満 | 8,570 | 8,060 |
| 14km 以上 16km 未満 | 9,800 | 9,280 |
| 16km 以上 18km 未満 | 11,020 | 10,490 |
| 18km 以上 20km 未満 | 12,240 | 11,700 |
| 20km 以上 22km 未満 | 13,460 | 12,910 |
| 22km 以上 24km 未満 | 14,640 | 14,080 |
| 24km 以上 26km 未満 | 15,820 | 15,260 |
| 26km 以上 28km 未満 | 17,000 | 16,430 |
| 28km 以上 30km 未満 | 18,170 | 17,600 |
| 30km 以上 32km 未満 | 19,340 | 18,780 |
| 32km 以上 34km 未満 | 20,430 | 19,790 |
| 34km 以上 36km 未満 | 21,520 | 20,810 |
| 36km 以上 38km 未満 | 22,610 | 21,820 |
| 38km 以上 40km 未満 | 23,700 | 22,830 |
| 40km 以上 42km 未満 | 24,790 | 23,840 |
| 42km 以上 44km 未満 | 25,710 | 23,840 |
| 44km 以上 46km 未満 | 26,640 | 23,840 |
| 46km 以上 48km 未満 | 27,570 | 23,840 |
| 48km 以上 50km 未満 | 28,500 | 23,840 |
| 50km 以上 52km 未満 | 29,430 | 23,840 |
| 52km 以上 54km 未満 | 30,160 | 23,840 |
| 54km 以上 56km 未満 | 30,890 | 23,840 |
| 56km 以上 58km 未満 | 31,630 | 23,840 |
| 58km 以上 60km 未満 | 32,370 | 23,840 |
| 60km 以上 62km 未満 | 33,100 | 23,840 |

| | | |
|------------------|--------|--------|
| 62km 以上 64km 未滿 | 34,160 | 23,840 |
| 64km 以上 66km 未滿 | 35,220 | 23,840 |
| 66km 以上 68km 未滿 | 36,280 | 23,840 |
| 68km 以上 70km 未滿 | 37,340 | 23,840 |
| 70km 以上 72km 未滿 | 38,400 | 23,840 |
| 72km 以上 74km 未滿 | 39,460 | 23,840 |
| 74km 以上 76km 未滿 | 40,520 | 23,840 |
| 76km 以上 78km 未滿 | 41,580 | 23,840 |
| 78km 以上 80km 未滿 | 42,640 | 23,840 |
| 80km 以上 82km 未滿 | 43,700 | 23,840 |
| 82km 以上 84km 未滿 | 44,760 | 23,840 |
| 84km 以上 86km 未滿 | 45,820 | 23,840 |
| 86km 以上 88km 未滿 | 46,880 | 23,840 |
| 88km 以上 90km 未滿 | 47,940 | 23,840 |
| 90km 以上 92km 未滿 | 49,000 | 23,840 |
| 92km 以上 94km 未滿 | 50,060 | 23,840 |
| 94km 以上 96km 未滿 | 51,120 | 23,840 |
| 96km 以上 98km 未滿 | 52,180 | 23,840 |
| 98km 以上 100km 未滿 | 53,240 | 23,840 |
| 100km 以上 | 54,300 | 23,840 |